

# 1 普通養老保険(新フリープラン) (新フリープラン(短期払込型))

<b>契約の目的</b>	●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えたシンプルな保険です。
<b>商品の特長</b> ■①	●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」  ●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 (満期保険金と死亡保険金の額は同額です。)  ●「各種特約」■②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

■①しおり31P参照

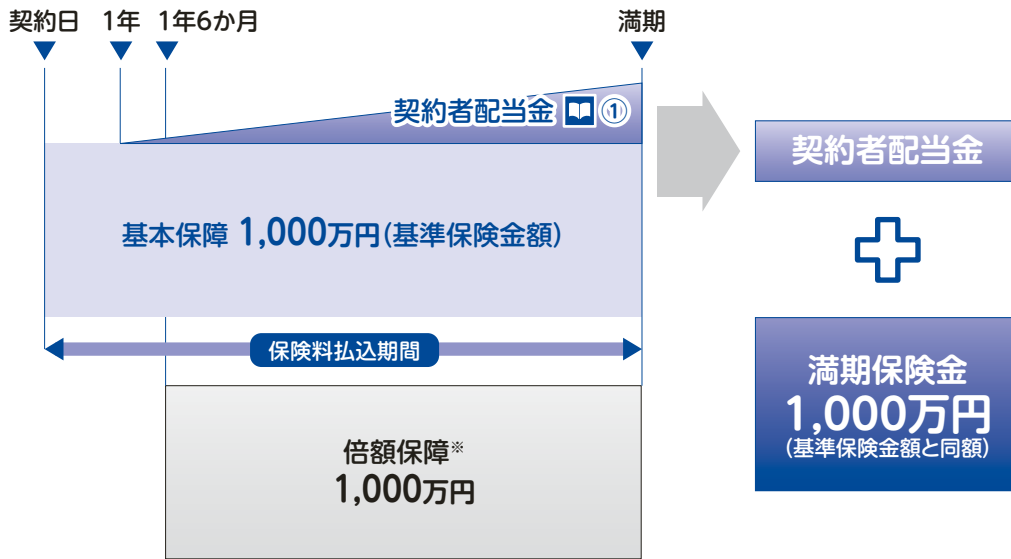
「基本契約の保障内容」

■②しおり33P参照

「特約の共通事項」

## (1) 普通養老保険 (新フリープラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



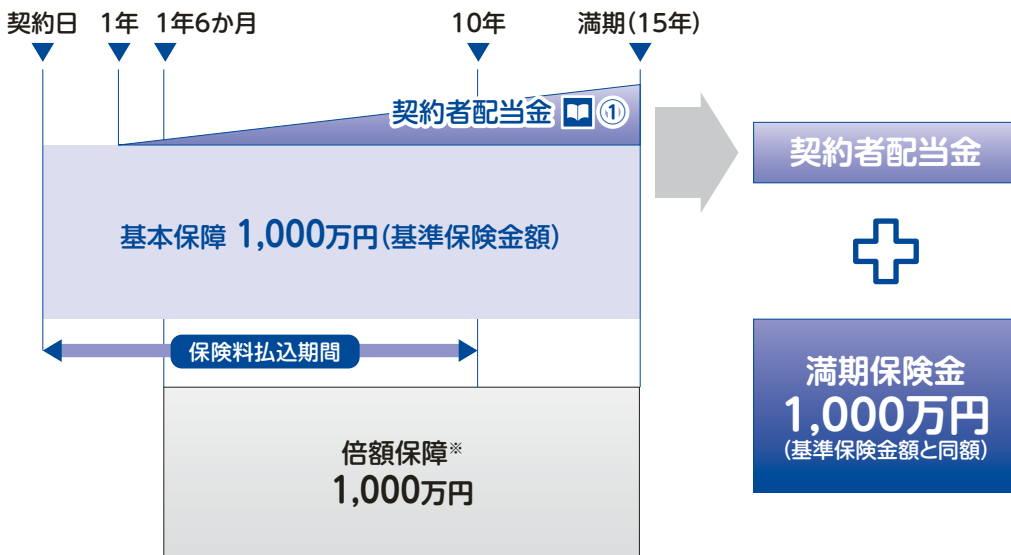
①しおり62P参照

[契約者配当金]

## (2) 普通養老保険 (新フリープラン(短期払込型))

### ●10年払込15年満期養老保険

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



#### ※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり15P参照

[契約の保障(責任)の開始と契約日]

## 2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))

<p><b>契約の目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。</li> <li>●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保障(死亡保障)をより少ない保険料で備えることができます。</li> </ul>							
<p><b>商品の特長</b></p> <p>■ ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</li> <li>●被保険者が死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」</li> </ul> <table border="1" data-bbox="655 763 1423 943"> <tr> <td data-bbox="655 763 810 943">死亡保険金額</td> <td data-bbox="810 763 1423 824">新フリープラン <b>2倍保障型</b> → 満期保険金の<b>2倍</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 824 810 884"></td> <td data-bbox="810 824 1423 884">新フリープラン <b>5倍保障型</b> → 満期保険金の<b>5倍</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 884 810 943"></td> <td data-bbox="810 884 1423 943">新フリープラン <b>10倍保障型</b> → 満期保険金の<b>10倍</b></td> </tr> </table> <p>●「各種特約」■ ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</p>		死亡保険金額	新フリープラン <b>2倍保障型</b> → 満期保険金の <b>2倍</b>		新フリープラン <b>5倍保障型</b> → 満期保険金の <b>5倍</b>		新フリープラン <b>10倍保障型</b> → 満期保険金の <b>10倍</b>
死亡保険金額	新フリープラン <b>2倍保障型</b> → 満期保険金の <b>2倍</b>							
	新フリープラン <b>5倍保障型</b> → 満期保険金の <b>5倍</b>							
	新フリープラン <b>10倍保障型</b> → 満期保険金の <b>10倍</b>							

①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

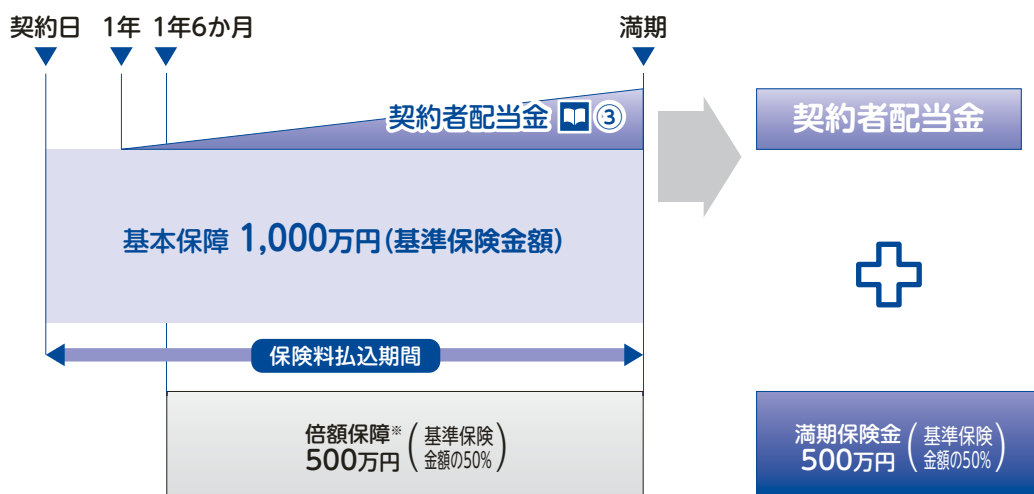
②しおり33P参照

「特約の共通事項」

### ●しくみ図

#### (1)特別養老保険(新フリープラン(2倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



③しおり62P参照

「契約者配当金」

④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

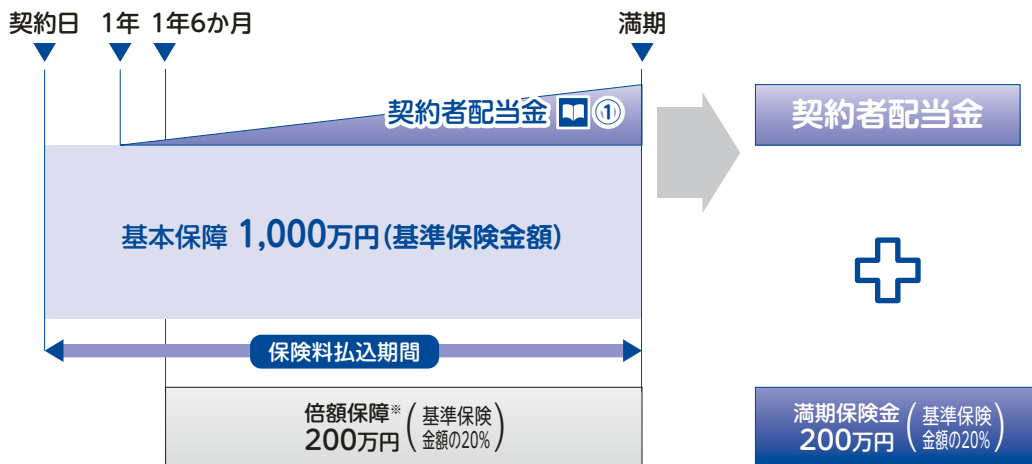
#### ※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日■ ④から開始します。

## (2) 特別養老保険 (新フリープラン(5倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



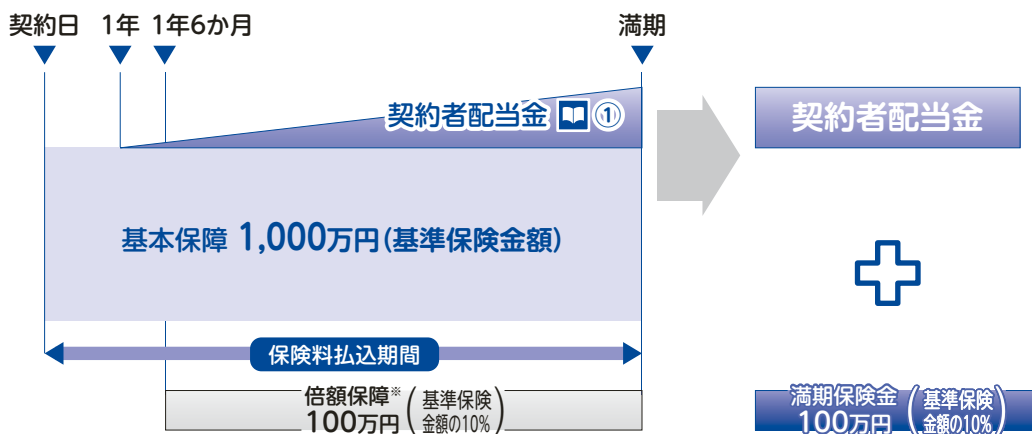
①しおり62P参照

「契約者配当金」

特長としくみ

## (3) 特別養老保険 (新フリープラン(10倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



### ※倍額保障(保険金の倍額支払)

- 契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」